

申第33号「組合掲示物の不当撤去に対する 抗議と団体交渉開催の申し入れ」 申第28号「東海道新幹線コンクリート壁一部落下 事故に関する申し入れ」に対する窓口説明 会社は申し入れに誠意をもって答えよ！

2月21日、『申第33号「組合掲示物の不当撤去に対する抗議と団体交渉開催の申し入れ」』と、『申第28号「東海道新幹線コンクリート壁一部落下事故に関する申し入れ」』の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

『申第33号』は、静岡地方本部の各分会が組合掲示板に掲出した掲示物を、会社が一方的に「協約違反」として不当撤去したことに対して抗議すると共に、掲示物の不当撤去、とりわけ苦情処理会議の解釈に関して、労使の基本協約に対する認識一致がはかられていないため、認識一致に向けて団体交渉の開催を求めているものです。

しかし会社は、「今年の協約改訂交渉で議論し、貴側は妥結したのだから議論する必要はない」として、またもや団体交渉の開催を拒否しました。

『申第28号』は、東海道新幹線のコンクリート壁の一部が落下したことについて、その原因と対策、会社の認識等を本部に説明することを求め、申し入れていたものです。

申し入れに対し会社は、「この件は新幹線で業務委員会を開催し議論したので本社・本部の業務委員会は開催しない」と説明しました。

本部はそれぞれの申し入れについて、団体交渉および労使協議の開催を求めましたが、会社はいずれの申し入れにも応じないとして、頑なに不誠実な対応をとったため対立を確認しました。

組合掲示物の不当撤去に対する抗議と団体交渉開催の申し入れ申し入れ

2月12～13日、静岡地方本部において各分会が組合掲示板に掲示した静岡地本情報『J R 東海労静岡No.15』について、会社は一方的に「協約違反」として不当撤去した。また、掲示板にこの情報を掲出しようとした際に、管理者が監視し、掲出妨害を受け

止められる行動をした。又、2月14日には、本社人事部勤労課石原担当課長からホームページに苦情処理会議の内容に関する情報が掲載されているので削除するよう本部に連絡があった。

会社はこの間、労働組合と労働協約の解釈について認識が一致していないにもかかわらず、くり返し組合掲示物の不当撤去と一方的解釈によるホームページの削除を通告してきている。これは会社による労働組合への介入であり、会社が労働組合に対して基本協約の解釈を一方的に押しつけるものである。組合掲示物の不当撤去と組合活動に対する妨害行為に抗議すると同時に、あらためて労働協約の解釈を巡り、下記の通り申し入れるので速やかに団体交渉を開催すること。

記

1. J R 東海労静岡地本の各分会に対し、組合掲示物『J R 東海労静岡No.15』の不当撤去と掲示物掲出に対する妨害行為、およびJ R 東海労中央本部に対して行ったホームページへの介入について、嚴重に抗議する。
2. 基本協約の解釈を巡り、認識の一致に向け団体交渉を速やかに開催すること。

以 上

会社説明

団体交渉を開催する考えはない。基本協約改訂交渉において苦情処理会議に関する労使関係や会社見解を繰り返し説明し議論してきた。貴側はこの議論を経て基本協約案に妥結の意思を示し、基本協約を締結したのであるから協約締結期間中に再度同じ議論を繰り返す必要はない。

主なやり取り

組合：会社は基本協約改訂交渉までは一切議論しないということか。

会社：基本協約改訂交渉の中で十分に議論してきた。その上で基本協約を締結したのだから、締結期間中に蒸し返すつもりはない。

組合：組合として妥結はした。しかし問題はいつでも起こりうるものである。その都度申し入れるのは当たり前のことである。

会社：締結期間中は協約を守ってほしいと言っている。基本協約改訂交渉時には議論する。

組合：認識が一致していないのだから、団体交渉を開催するべきである。

会社：その様な考えはない。

組合：静岡地本の職場で分会掲示板に掲示物を掲出する際に管理者が掲示板付近で組合員を威圧する行為を行ったのは知っているか。

会社：静岡に確認したが、その様な事実はない。

組合：組合員からは管理者による威圧・妨害があったと聞いている。そのようなことは絶対に行わないよう現場を指導すること。また、団体交渉を開催しないことについて対立を確認する。

東海道新幹線コンクリート壁一部落下事故に関する申し入れ申し入れ

マスコミは過日、「静岡県内で東海道新幹線のコンクリート壁の一部が落下した」などと報じた。

この事故に関して以下の通り申し入れるので早急に労使協議を行うこと。

記

1. この事故の詳細と原因を明らかにすること。
2. コンクリート壁落下防止策を明らかにすること。
3. 「発生箇所付近の緊急点検を実施した」とも報道されているが、その結果を明らかにすること。また、全線にわたり緊急に点検を実施すること。
4. 東海道新幹線のこれまでのコンクリート壁が剥がれ落ちる事故の発生件数を明らかにすること。
5. 過去においては、山陽新幹線のトンネル内でコンクリート壁が剥がれ落ち、列車を直撃した事故が発生している。JR東海労は、コンクリート壁落下は重大事故につながりかねないと認識している。会社の認識を明らかにすること。
6. 東海道新幹線の長大トンネル、橋梁の老朽化対策を早急に策定し実施すること。
7. このような事故が発生した場合は、速やかに労働組合に説明し、協議の場を持つこと。

以 上

会社説明

この件は、すでに新幹線で業務委員会を開催しているので、本社・本部での業務委員会は開催しない。

主なやり取り

組合：かつては地方と重複していても本部・本社間で労使協議を開催したことがあったのではないか。

会社：影響の大きさや事故であればその対応について、本社・本部で行う場合もあるが、今回は新幹線で議論すれば十分と考えている。

組合：今回のコンクリート壁の落下は重大なことである。本部・本社間で労使協議するべきである。地方で議論すればよいとする本社の安全に対する姿勢を疑う。

会社：地方が責任を持って管轄している者は地方で議論すればよい。

組合：安全軽視である。対立を確認する。

以 上